「指定介護老人福祉施設」利用契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人ま心苑会(以下「事業者」という。) は、契約者が特別養護老人ホームま心苑(以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使 用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金 を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む。)(以下「施設サービス計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第18条第1項に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(施設サービス計画の決定・変更)

- 第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族 等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画に変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供記録を契約者及びその家族等の要請に応じて開示するものとします。
- 6 事業者は、介護記録や看護記録を契約者及びその家族等の要請に応じて開示するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

(介護保険給付対象外サービス)

- 第4条 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - ニ 居住の提供
 - 三 特別メニューの提供
 - 四 貴重品の管理
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。
- 3 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りです。
- 4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかり易く説明するものとします。

(運営規程の遵守)

- 第5条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に不随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料 金

(サービス利用料金の支払い)

第6条 契約者は、要介護度に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(「介護保険負担割合証」に記載された負担割合)を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものと します。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食費及び居住費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く) を事業者に支払うものとします。

食費、居住費については、介護保険負担限度額に応じ、市町村から「介護保険負担限度額認定証」 の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

- 4 第3項に定めるサービス利用料金は1 $_{7}$ 月ごとに計算し、契約者はこれを翌月の26日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第7条 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更 することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・ 確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者 からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に 対して、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむ を得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管 し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第9条 事業者、サービス従事者又は職員は、介護福祉サービスを提供するうえで知り得た契約者又は その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了し た後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第22条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合等、業務上必要な場合に 居宅介護支援事業者等に対して、その業務上知り得た入所者、又は、その家族に関する情報を提供す る場合があります。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第10条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び サービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、 その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者はホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により減失、破損、汚損もしくは変更 した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者等の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

- 第11条 契約者は、ホーム内で、次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - 一 決められた場所以外での喫煙
 - ニ サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行 うこと
 - 三 その他決められた以外の物の持ち込み(飲食物、貴金属、刃物類)

第五章 代理人及び連帯保証人

(代理人)

第12条 事業者は、契約者に対して代理人を定めるものとします。

但し、代理人を定めることができないやむを得ない理由であって、事業者がそれを認める場合及び、 法定後見人等がすでに選任されている場合にはその限りではありません。

- 2 契約者に判断能力がない場合に、事業所は必要に応じて代理人へ生活上の意思決定の判断を確認します
- 3 代理人は、本契約に関する契約者の事業者に対する債務等について、契約者と連帯して負担するものとします。
- 4 代理人は、本契約終結後の契約者の身柄の引取り及び第24条から第25条に基づき金品及び残置物の引取りを行います。

(連帯保証人)

- 第13条 事業所は、契約者に対して代理人とは別に連帯保証人1名を定めるものとします。施設利用料金について支払いが滞る場合に連帯保証人へご負担を依頼します。但し、連帯保証人を定めることができない相当の理由であって、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。
- 2 連帯保証人は、契約者が事業者に対して負担する第6条に定める利用料金、第15条に定める損害 賠償、第25条に定める残置物の処分に要する費用の支払いについて契約者と連携して保証するもの とします。

- 3 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う極度額は50万円を限度とします。
- 4 代理人または連帯保証人が負担する債務の元本は、本契約終了時に確定するものとします。
- 5 事業者は、連帯保証人から請求があったときは、連帯保証人に対し、すみやかに利用料金等の支払 い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、本契約上全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(身元保証人及び連帯保証人の変更)

第14条 契約者は、代理人又は連帯保証人が死亡もしくはその資格を紛失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し、第12条から第13条に基づき新たに代理人または連帯保証人を定めます。

第六章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

- 第15条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第16条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下 の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。
 - 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 又は不実の告知を行ったことにもっぱら起用して損害が発生した場合
 - 二 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず 又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して 損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用 料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払 いについては、第6条第5項の規定を準用します。

第七章 契約の終了

(契約の終了事由)

- 第18条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者 が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1又2と判断された場合(ただし、特例入所が認められた者はその限りではない。)
 - 三 事業者が解散命令を受け、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - 四 施設の減失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
 - 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約等)

- 第19条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者 は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、第5条第3項、第7条第3項の場合、及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に 解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

- 第20条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、 本契約を解除することができます。
 - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施 しない場合
 - ニ 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

- 第21条 事業者が、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相 当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・ 身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがた い重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が連続して3ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項の規定による解約の終了後、退所までに事業所が契約者に対して実施したサービスの利用料金 については、全額契約者の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

- 第22条 本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。
 - 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - ニ 居宅介護支援事業者の紹介
 - 三 その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 2 前条の規定により契約が解除され、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

(契約者の入院に係る取り扱い)

- 第23条 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに 入所できるものとします。
- 2 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
- 3 第21条第四号による事業者からの契約の解除があった場合であっても、契約者が入院後概ね3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。
 - 又、ホームが満室の場合でも、短期入所生活介護を優先的に利用できるものとします。

(居室の明け渡しー精算)

- 第24条 契約者は、第18条第二号から第六号により本契約が終了する場合において、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来 の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書 に定める。)を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第22条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す 義務及び前項の料金支払義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条

第5項を準用します。

(残置物の引き取り等)

- 第25条 事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物(高価品を除く。)がある場合には、代理 人にその旨連絡するものとします。
- 2 代理人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、代理人は、 特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡をするものとしま す。
- 3 事業者は、前項但書の場合を除いて、代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を代理人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は代理人の負担とします。

(一時外泊)

- 第26条 契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね一週間以内の期間で、ホーム外で宿泊することができるものとします。その場合契約者は宿泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担額)を事業所に支払うものとします。

第八章 その他

(苦情処理)

第27条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切な対応するものとします。

(協議事項)

第28条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有する ものとします。

令和 年 月 日

事業所所在地 八代市敷川内町2251番地の1

事業所名 特別養護老人ホーム ま心苑

代表者名 施設長 山本 啓宏 印

契約者

氏 名 印

住 所

代理人

(兼 連帯保証人)

氏 名 印

住 所

連帯保証人

※代理人と同一の場合は、住所は同上と記載のうえ、著名、捺印して下さい

氏 名 印

住 所